平成２１年（フ）第１２１０号
愛知県大府市長根町２丁目119番地
破産者　駒田　重子
1　決定年月日　平成22年５月13日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第２８４４号
愛知県瀬戸市福元町139番地　レジデンス桂Ｂ―102、開始決定時の住所名古屋市守山区四軒家２丁目501番地　ネオグランデ藤ヶ丘202号
破産者　山本地質ことおそうじ本舗こと　山本　康弘
1　決定年月日　平成22年５月13日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第２９０８号
名古屋市名東区文教台１丁目702番地　深沢ハイツ103号、開始決定時の住所名古屋市緑区黒沢台３丁目509番地の４
破産者　水野土木こと　水野　啓次
1　決定年月日　平成22年５月13日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第１３７９号
宮城県黒川郡富谷町あけの平２丁目34番地８サンヒルズあけの平Ａ棟101
破産者　平井　正晴
1　決定年月日　平成22年５月14日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２１年（フ）第１３８０号
宮城県黒川郡富谷町あけの平２丁目34番地８サンヒルズあけの平Ａ棟101
破産者　平井　並子
1　決定年月日　平成22年５月14日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２１年（フ）第１７６２号
仙台市泉区南光台南３丁目24番７号　ファミールいとう202
破産者　村上きよ子
1　決定年月日　平成22年５月14日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２１年（フ）第１１２５号
京都市南区吉祥院西ノ内町73番地
破産者　石原　義雄
1　決定年月日　平成22年５月14日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第３９６号
広島市安佐北区亀山南３丁目20番26号、開始決定時の住所広島市安佐北区三入南２丁目12番７号
破産者　山本　弘篤
1　決定年月日　平成22年５月14日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第１７８４号
広島県三次市十日市東３丁目15番31―302号、開始決定時の住所広島市安佐南区長束西４丁目20番11号
破産者　五郎丸　学
1　決定年月日　平成22年５月14日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第４０号
香川県さぬき市津田町鶴羽1555番地１
破産者　賀嶋　慶子
1　決定年月日　平成22年５月14日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
高松地方裁判所破産・再生係

平成２１年（フ）第１５３５号
北九州市小倉南区沼本町２丁目１―41、開始決定時の住所福岡市中央区荒戸１丁目３番３―205号
破産者　大田　巌
1　決定年月日　平成22年５月14日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第２８７３号
福岡県糟屋郡宇美町光正寺１丁目１番13号リバーサイドダイワ201号
破産者　喜多川マツ子
1　決定年月日　平成22年５月14日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２０年（フ）第３４５号
福島市笹谷字中町30番地の２
破産者　遊佐　潤一
1　決定年月日　平成22年５月17日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所

平成２０年（フ）第１２８号
富山市婦中町速星698番地２、前住所富山市堀川小泉町１丁目11番22―403号　モンセーヌ
破産者　チャイルドドリームこと高松秀一こと　高松　秀一
1　決定年月日　平成22年５月17日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
富山地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第３８７号
長野県須坂市大字小山2661番地１
破産者　原　伸一
1　決定年月日　平成22年５月17日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第４０８号
長野市平林２丁目18番36―202号
破産者　宮澤　聡
1　決定年月日　平成22年５月17日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所民事部破産係